

令和6年度 医師不足に関する調査票

記入要領

1 診療科ごとの医師数及び医師不足の状況

●標榜する全ての診療科（令和6年9月1日現在）についてご記入ください。

①診療科名（令和6年9月1日現在）

診療科名をプルダウンリストから選択（大分類・小分類）してください。

選択肢が無い場合は、その他の診療科欄へ具体的にご記入ください。

②入院患者のべ数（令和5年度）

令和5年度間における毎日24時現在に在院している患者数の合計について、診療科ごとにご記入ください。

③外来患者のべ数（令和5年度）

令和5年度間における毎日の新来、再来、往診、巡回診療、健康診断の数を合計した数について、診療科ごとにご記入ください。

④外来診療実日数（令和5年度）

令和5年度間における外来診療を行った実日数について、診療科ごとにご記入ください。

⑤現状の医師数（令和6年9月1日現在）

令和6年9月1日現在の医師数を、診療科ごとにご記入ください。

○職員の数え方

職員数は、有給・無給を問わず令和6年9月1日現在に当該医療施設に在籍する者を計上します。現在欠勤者であっても在籍している人員について計上します。

○常勤

常勤職員とは、貴院で定められた勤務時間をすべて勤務する者をいいます。ただし、貴院で定めた1週間の勤務時間が32時間未満の場合は、32時間以上勤務している者を常勤として計上し、その他は非常勤として計上します。

また、常勤医師数のうち、三重大学からの派遣人数^{*}、他県の大学からの派遣人数についてご記入ください。

※ 医局からの派遣を含みます

○非常勤

非常勤職員とは、貴院と雇用関係にあつて上記の常勤でない職員をいいます。

常勤換算後の人数については、貴院の1週間の所定労働時間を基本として、下記のように常勤換算して小数点第1位まで（小数点第2位を四捨五入）をご記入ください。

例：1週間の通常の勤務時間が40時間の病院で、週2日（各日3時間）勤務の医師が1人と、週3日（各日5時間）勤務の医師が2人いる場合（所定の勤務時間数を超えて行われた時間外勤務は含みません）

非常勤医師数

$$= \{ (2日 \times 3時間 \times 1人) + (3日 \times 5時間 \times 2人) \} \div 40時間 = 0.9人$$

なお、非常勤職員が月単位で管理をされている場合には、1か月の所定労働時間を用いて、1か月の勤務時間について常勤換算して計上してください。

また、非常勤医師数のうち、三重大学からの派遣人数[※]、他県の大学からの派遣人数についてご記入ください。

※ 医局からの派遣を含みます

○当直可能医師数（非常勤を含む）

令和6年9月1日現在、当直可能な医師数を常勤、非常勤を含めてご記入ください。

⑥病院が考える医師不足数

○常勤で不足する医師数【ア】

病院が考える常勤の不足医師数をご記入ください。

○非常勤で不足する医師数【イ】

病院が考える非常勤の不足医師数をご記入ください。

○現状の課題等

医師不足による現状の課題や影響などをご記入ください。

⑦医師不足数に対する令和7年度の受入可能医師数

⑥【ア】【イ】により記入した不足医師数のうち、令和7年度の受入可能な医師数を、常勤・非常勤ごとにご記入下さい。

また、非常勤の勤務内容について、記入例を参考にしていただき、具体的にご記入ください。

例：週1回、土曜日の夜間当直（17時15分～8時30分）

週1回、日曜日の日直（8時間）

週1回、平日の日勤（8時間） など

＜診療制限を行っている診療科がある場合＞

医師不足を理由に診療制限を行っている診療科についてお聞きします。

別紙「診療制限としてカウントする事例」にもとづいて該当の有無を判断していただき、該当がある場合のみ記入してください。

⑧診療制限の時期

診療制限を開始した時期をご記入ください。

⑨診療制限の内容

プルダウンリストから最大3つまで選択してください。選択肢に無い場合はその他記入欄にご記入ください。

⑩診療制限前の医師数

診療制限前の医師数をご記入ください。

非常勤は常勤換算後の人数をご記入ください。

⑪診療科の機能維持のため最低限必要な医師数

病院が考える診療科の機能維持のための最低限必要な医師数を常勤換算でご記入ください。

⑫診療制限の原因となった医師不足の理由

医師不足となった原因について、該当する選択肢に○をご記入下さい（複数回答可）また、選択肢に無い場合は、その他欄に具体的にご記入ください。

別紙 診療制限としてカウントする事例

診療制限の内容	事 例
1 診療科の全面休止	医師不足で診療科休止中だが、医師の補充がされれば再開する場合
2 入院診療の休止	医師不足で入院診療休止中だが、医師の補充がされれば再開する場合
3 入院診療の制限	医師不足で入院診療制限中だが、医師の補充がされれば制限を解く場合
4 分娩対応の休止	医師不足で分娩対応休止中だが、医師の補充がされれば再開する場合
5 分娩数の制限	医師不足で分娩数の制限中だが、医師の補充がされれば制限を解く場合
6 時間外救急患者受入制限	医師不足で時間外救急患者受入の制限中だが、医師の補充がされれば制限を解く場合
7 診療日数縮小	医師不足で診療日数縮小中だが、医師の補充がされれば制限を解く場合
8 診療時間縮小	医師不足で診療時間の縮小中だが、医師の補充がされれば制限を解く場合
9 初診患者受入制限	医師不足で初診患者受入の制限中だが、医師の補充がされれば制限を解く場合
10 内視鏡など検査の制限	医師不足で検査の制限中だが、医師の補充がされれば制限を解く場合
11 麻酔科医の不足による手術制限	医師不足で手術の制限中だが、医師の補充がされれば制限を解く場合
12 その他	上記以外

※ 「麻酔科医の不足による手術制限」については、各診療科における麻酔医の不足による手術制限の該当がある場合に回答してください。各診療科で該当ありとされた「麻酔科医の不足による手術制限」の項目については、各診療科では集計せずに、麻酔科の診療制限として集計します。

診療制限としてカウントしない事例

- 過去、診療制限として報告していたが、制限した結果、患者数などから勘案し、制限後の診療時間、休止などが適正とみなされる場合
- 病診連携または病病連携により、診療科の診療時間の短縮または休止などが行われる場合
- 全面休止等の診療制限を行っている診療科の医師の募集を行っておらず、その診療科を再開等する予定をしていない場合
- 初診患者で、紹介状なしにより、受診時に選定療養費を徴収する場合